

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

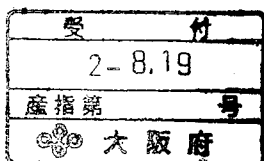
（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2020年 8月 18日

大阪府知事 殿

8/19



提出者

住 所 大阪府大阪市中央区安土町1-3-5

氏 名 ㈱KANSOテクノス
代表取締役社長 大石 富彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6263-7300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	㈱KANSOテクノス 本店
事業場の所在地	大阪府内各現場
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	売上高 72億円
③従業員数	267人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2「廃棄物処理に関する管理体制」のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥 A工程	②建設汚泥 B工程
	排 出 量	2.364 t	0.3 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者を選定し、直接再生利用業者へ処理委託をしている。 ・排出量を抑制できるような工法の検討している。 ・可能な限り分別処理を行い、再資源使用を促進している。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥 A工程	②建設汚泥 B工程
	排 出 量	2.00 t	0.20 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物指導指針に基づき、現場で自ら利用することを検討。(コンクリートガラの現場破碎の上、路盤材として利用等) ・再生利用が可能である産廃物については、直接再生利用業者へ処理委託する。 ・工法の改善で産廃物を抑制出来る様 検討する。 ・材料発注時、実寸発注を行い余剰材等を軽減する。 		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート破片・木材、また事業柄、排出することの多い「木くず、アスコンがら、コンクリートがら、金属くず、建設汚泥」について分別・保管している。また、安定型混合廃棄物と管理型混合廃棄物についてもヤードを分けて保管している。 		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・同上 		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃プラスチック類 C工程	④プラスチック類廃容 器包装 D工程	⑤建設工事の紙くず E工程	⑥建設工事の木くず F工程
0.245 t	0.525 t	0.3 t	1.925 t

②計画

③廃プラスチック類 C工程	④プラスチック類廃容 器包装 D工程	⑤建設工事の紙くず E工程	⑥建設工事の木くず F工程
0.30 t	0.70 t	1.00 t	2.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦建設工事の木くず G工程	⑧ガラスくず H工程	⑨コンクリートくず I工程	⑩がれき類 J工程
15.1 t	0.2 t	34.38 t	11.26 t

②計画

⑦建設工事の木くず G工程	⑧ガラスくず H工程	⑨コンクリートくず I工程	⑩がれき類 J工程
10.00 t	1.00 t	34.00 t	11.00 t

①現状

①コンクリート破片 K工程	②コンクリート破片 L工程	③アスコン破片 M工 程	④建設系混合廃棄物 (安定型) N工程
41.68 t	1486.8 t	225.4 t	56.15 t

②計画

①コンクリート破片 K工程	②コンクリート破片 L工程	③アスコン破片 M工 程	④建設系混合廃棄物 (安定型) N工程
42.00 t	1000.00 t	200.00 t	56.00 t

①現状

⑮建設系混合廃棄物 (管理型) O工程	⑯建設系混合廃棄物 (管理型) P工程	⑰建設系混合廃棄物 (石綿含有) Q工程
10.9 t	24.7 t	0.78 t

②計画

⑮建設系混合廃棄物 (管理型) O工程	⑯建設系混合廃棄物 (管理型) P工程	⑰建設系混合廃棄物 (石綿含有) Q工程
11.00 t	20.00 t	1.00 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥 A工程	②建設汚泥 B工程
	全処理委託量	2.364 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域、委託基準に従って、産業廃棄物委託業者を選定し、書面による契約を確実に実施している。また、搬出時に抜き打ちで委託処理業者の現地確認を行っている。 ・可能な限り高いリサイクル率を誇る処理業者や、優良認定処理業者を選定している。 ・可能な限り分別処理を行い、再資源使用を促進している。 			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③廃プラスチック類 C工程	④プラスチック類廃容 器包装 D工程	⑤建設工事の紙くず E工程	⑥建設工事の木くず F工程
0.245 t	0.525 t	0.3 t	1.925 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0.3 t	1.925 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦建設工場の木くず G工程	⑧ガラスくず H工程	⑨コンクリートくず I工程	⑩がれき類 J工程
15.1 t	0.2 t	34.38 t	11.26 t
0 t	0 t	0 t	0 t
15.1 t	0 t	0 t	11.26 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑪コンクリート破片 K工程	⑫コンクリート破片 L工程	⑬アスコン破片 M工 程	⑭建設系混合廃棄物 (安定型) N工程
41.68 t	1486.8 t	225.4 t	56.15 t
8.88 t	0 t	0 t	37.98 t
41.68 t	1486.8 t	225.4 t	35.907 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t

②計画

t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑮建設系混合廃棄物 (管理型) O工程	⑯建設系混合廃棄物 (管理型) P工程	⑰建設系混合廃棄物 (石綿含有) Q工程
10.9 t	24.7 t	0.78 t
37.2 t	0 t	0.78 t
2.2 t	24.7 t	0.492 t
t	t	t
t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥 A工程	②建設汚泥 B工程
	全処理委託量	2 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物指導指針に基づき、現場での自らの利用を検討。(コンクリートガラ現場破碎の上、路盤材として利用等) 再生利用が可能である産廃物については、直接再生利用業者へ処理委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 可能な限り優良認定処理業者を選定する。 			
※事務処理欄			

②計画

③廃プラスチック類 C工程	④プラスチック類廃容 器包装 D工程	⑤建設工事の紙くず E工程	⑥建設工事の木くず F工程
0.3 t	0.7 t	1 t	2 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	1 t	2 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑦建設工事の木くず G工程	⑧ガラスくず H工程	⑨コンクリートくず I工程	⑩がれき類 J工程
10 t	1 t	34 t	11 t
5 t	0 t	0 t	0 t
10 t	0 t	0 t	11 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑪コンクリート破片 K工程	⑫コンクリート破片 L工程	⑬アスコン破片 M工 程	⑭建設系混合廃棄物 (安定型) N工程
42 t	1000 t	200 t	56 t
9 t	500 t	100 t	37 t
42 t	1000 t	200 t	36 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑮建設系混合廃棄物 (管理型) O工程	⑯建設系混合廃棄物 (管理型) P工程	⑰建設系混合廃棄物 (石綿含有) Q工程	
11 t	20 t	1 t	t
0 t	10 t	1 t	t
2 t	20 t	0.5 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

■産業廃棄物の一連の処理の工程

【工事以外(オフィスゴミ、不要品処分)】

- 混合→破碎・選別
- 廃乾電池→焙焼
- 廃蛍光灯→破碎・選別
- 廃プラスチック→破碎・切断・燃焼

【解体工事】

- ・がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、チップ(合材用、燃料用)として再資源化

【建物新築工事】

- ・混合廃棄物
建設工事において発生した廃棄物→処理業者に委託し、分別し
再資源化及び埋め立て

【土木工事】

- ・汚泥
現場で出来るだけ脱水→処理業者に委託→更に脱水固化し
改良土として再生

廃棄物処理に関する管理体制

廃棄物処理責任者		企画総務部 総務グループ チーフマネジャー
廃棄物管理担当		各部（環境部・水力部・土木技術部・建築部）統括グループチーフマネジャー
役割	廃棄物処理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の決定 ・監督官庁への各種報告
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の策定 ・処理業者、リサイクル業者の選定 ・委託契約の締結 ・マニフェストの交付および管理

廃棄物管理組織図

